

T-Connect 利用規約

T-Connect 利用規約は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といいます）が提供するトヨタブランドの自動車向け情報通信サービス「T-Connect」の利用に関する決まりを定めたものです。

第1条（定義）

- (1) 本基本規約：T-Connect 利用規約をいいます。TC または TMC が T-Connect に関し別途定める諸規定（以下、「個別サービス規定」といいます）が存在する場合、個別サービス規定は、本基本規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、本基本規約と個別サービス規定の内容が異なる場合、個別サービス規定が優先します。
- (2) T-Connect：本基本規約に基づき、T-Connect の名称のもとで、契約者および車両利用者に対し、日本国内において提供される、トヨタブランドの自動車向け情報通信サービスの総称をいいます。T-Connect には、第4条第1項記載のサービスその他 TC または TMC が別途 T-Connect のサービスとして指定するもの（有料のオプションサービスを含みます）が含まれるものとします。
- (3) 契約者：本基本規約に基づき、T-Connect の利用に関し、TC および TMC との間で契約が成立した個人または法人をいいます。
- (4) T-Connect 利用契約：本基本規約に基づき、TC および TMC ならびに契約者との間で成立する T-Connect の利用に関する契約をいいます。
- (5) 利用車両：契約者が所有・利用等する車両のうち、T-Connect 利用契約に基づき、T-Connect を利用できる車両をいいます。
- (6) 車両利用者：契約者から利用車両における T-Connect の利用を許諾された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (7) TC 提供サービス：T-Connect のうち、TC によって提供されるサービスをいいます。
- (8) TMC 提供サービス：T-Connect のうち、TMC によって提供されるサービスをいいます。
- (9) 販売店：TMC がトヨタブランドの車両の販売を許諾した販売店をいいます。
- (10) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect を利用できるものをいいます。
- (11) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他 TC 所定の情報通信端末をいいます（DCM を含みません）。動作確認済の情報通信端末については、こちら (<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>) で確認できます。
- (12) DCM：トヨタブランドの車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。
- (13) 通信機：情報通信端末および DCM をいいます。
- (14) 関係機関：警察および消防等の機関をいいます。
- (15) 緊急事態：以下の場合をいいます。
 - ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合

- ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
- ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合
- (16) 自動発信：エアバッグの展開等と連動して、通報が通信機から自動的になされる発信をいいます。
- (17) 手動発信：ボタンの押下等の手動操作により、通報が通信機からなされる発信をいいます。
- (18) 通報：緊急事態発生時に、自動発信または手動発信によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信をいいます。
- (19) 車載機専用アプリ：Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションをいいます。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約を遵守する必要があります。
- (20) 車載機専用アプリ提供事業者：車載機専用アプリを提供する事業者（TC を含みません）をいいます。
- (21) 協業サービス：T-Connect の全部または一部と連携するサービスをいいます。
- (22) 協業事業者：協業サービスの提供事業者をいいます。
- (23) 取次先サービス：T-Connect において取次ぐことができる事業者の提供するサービスをいいます。
- (24) 取次先事業者：取次先サービスの提供事業者をいいます。

第2条（T-Connect 利用契約）

1. T-Connect 利用契約は、利用車両 1 台ごとに、TC および TMC ならびに契約者（個人 1 名または法人 1 社）との間で成立するものとし、なお、TMC は、TC に対し、T-Connect 利用契約の成立、変更、解約、解除その他いかなる意思表示（本基本規約において TC および TMC が意思表示をするものとされている場合を含みます）についても包括的に委任するものとし、TMC の顕名の有無を問わず、TC による意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとし、
2. 申込者は、本基本規約の各条項を承諾の上で、TC 所定の申込方法により、T-Connect を申込みのものとします。
3. 申込者は、T-Connect の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器または通信機用の通信回線等を、自己の責任と負担において用意するものとし、なお、TC が別に定める DCM を用いて T-Connect の利用開始の申込みを行った場合は、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）に対して、KDDI の「カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約」に定める通信サービス契約にお申込みいただいたこととなります。
4. 申込者は、自らが申込み T-Connect にマイカーサーチ Plus、リモートスタート（アプリ）、オペレーターサービスまたはオペレーターサービス Plus が含まれている場合には、T-Connect 利用契約の成立と同時に該当するマイカーサーチ Plus 利用規約、リモートスタート（アプリ）利用規約、オペレーターサービス利用規約またはオペレーターサービス Plus 利用規約が適用されるため、予め、該当する規約についても同意の上で、T-Connect を申込みのものとします。
5. 申込者は、T-Connect の申込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本基本規約に同意しない場合には、T-Connect を申込みすることはできません。

6. TC は、電気通信事業法に基づいて契約締結後に契約書面の交付が必要となる場合、当該書面の交付に代えて、ユーザーサイトにおいて PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）で掲載する方法により当該書面に記載すべき情報を提供します。
7. 前項の規定にかかわらず、契約者は、第 16 条第 1 項記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

第 3 条（T-Connect 利用契約の成立）

1. T-Connect 利用契約は、前条第 2 項の申込みが TC に到達した後、TC および TMC が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の TC および TMC による承諾は、申込者が T-Connect を利用できるようになったときに、TC および TMC がこれをなしたものとみなします。

第 4 条（T-Connect の内容）

T-Connect には以下のサービスが含まれますが、サービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態により異なります。利用車両別の T-Connect の各サービス対応については、こちら（<https://toyota.jp/videtutorial/>）で確認できます。

(1) TC 提供サービス

TC 提供サービスには、以下が含まれます。

- ・ヘルプネット

緊急事態発生時、契約者または車両利用者の要請等により、専門のオペレーターが関係機関等への通報を行うサービス。

- ・マイカーサーチ

リモート操作、リモート確認等のサービス。

- ・マイカーサーチ Plus

契約者の要請により利用車両の追跡や、警備員の派遣を行うサービス。なお、利用車両によっては、「マイカーSecurity」の名称にて、「マイカーサーチ」のサービスと本サービスがあわせて提供される場合があります。

- ・リモートメンテナンスメール

利用車両の走行距離・利用期間等に応じて、定期点検やエンジンオイル交換などのご案内、イベントの情報を販売店からお知らせするサービス。

- ・e ケア

警告灯点灯時に、利用車両から発信される情報をもとに適切なアドバイスをおこなう「走行アドバイス」と、利用車両の状態やメンテナンス情報を確認できる「ヘルスチェックレポート」等のサービス。

- ・オペレーターサービス

専用のオペレーターにより、車載機の目的地設定、各種情報送信等を行い、ドライブをサポートするサービス。

- ・オペレーターサービス Plus

専用のオペレーターにより、車載機の目的地設定、各種情報送信等に加え、飲食店等の情報の検索や予約等を行い、ドライブをサポートするサービス。なお、利用車両によっては、「オペレーターサービス」の名称にて、本サービスが提供される場合があります。

- エージェント

音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気などの情報検索ができるほか、パワーウィンドウなど車両機能の音声認識操作ができるサービス。

- Apps

車載機専用アプリを提供するサービス。

- CD タイトル情報取得

車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。

- リモートスタート（アプリ）

遠隔操作で利用車両のエンジン・エアコンを起動・停止させるスマートフォン向けアプリケーションサービス。

(2) TMC 提供サービス

TMC 提供サービスには、以下が含まれます。

- マップオンデマンド

エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。

- ハイブリッドナビ

走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMC が保有する地図データの中から最適なルートを探検し、車載機に配信するサービス。

- T ルート探索（プローブ情報付）

独自の交通情報により目的地までの道路状況を予測し、最適なルートを探検するサービス。

第5条（T-Connect の利用）

1. T-Connect は、契約者および車両利用者が利用できます。
2. 車両利用者が T-Connect を利用する場合、契約者は、当該車両利用者に対し、本基本規約の各条項を周知し遵守させるものとします。また契約者は、当該車両利用者による T-Connect の利用について一切の責任を負うものとし、当該車両利用者の行為は契約者の行為とみなされることを予め承諾します。
3. 契約者が別途自ら締結する利用車両の貸渡契約に基づき当該利用車両を第三者に利用させる場合、契約者は、当該第三者に対し、当該貸渡契約の中で本基本規約の各条項を周知し遵守させるものとします。
4. TC または TMC は、契約者または車両利用者の行為が著しく粗野または乱暴である場合、T-Connect の提供に従事する者の名誉、信用を毀損もしくはその性的羞恥心を害する行為である場合、または第三者のプライバシーもしくは財産等を害する行為または害するおそれのある行為と判断する場合には、T-Connect の利用をお断りすることができるものとします。

第6条（本基本規約の改訂および周知）

1. TC および TMC は、個別に契約者と合意することなく、本基本規約を改訂（個別サービス規定の追加を含みます）することができるものとします。この場合、契約者に対し、本基本規約を変更する旨および変更後の本基本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。
2. 前項の周知は、当該効力発生日の7日前までに、T-Connect のウェブサイト（<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>）に掲載することにより行うものとします。

第7条（T-Connect の変更・終了）

1. TC および TMC は、TC 提供サービスまたは TMC 提供サービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該変更または終了が利用者に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、TC および TMC は、予め当該変更または終了の内容について、契約者に周知するよう努めるものとします。
2. TC および TMC は、契約者に対して事前に通知した上で、T-Connect の提供を終了することができるものとします。

第8条（ID 等の管理）

契約者は、T-Connect の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID 等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

第9条（T-Connect の提供の一時的な中断）

TC および TMC は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、T-Connect の一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

- (1) T-Connect またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合その他運用上もしくは技術上 T-Connect の提供の一時的な中断が必要な場合

第10条（免責）

1. TC および TMC は、第7条または第9条に基づき、T-Connect を変更もしくは終了する場合または T-Connect の提供を一時的に中断する場合、契約者および車両利用者に対し、一切の責任を負いません。
2. TC および TMC は、T-Connect について動作保証、品質保証、提供情報の正確性保証その他一切の保証をするものではなく、T-Connect の利用に関し契約者または車両利用者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。万が一、TC または TMC が賠償責任を負う場合、そ

の賠償額は契約するサービスプランの1年分相当のT-Connect基本利用料の額（T-Connect（携帯接続）の場合にはT-ConnectエントリーのT-Connect基本利用料相当額）を上限とするものとします（TCまたはTMCに故意または重大な過失がある場合を除きます）。

3. TCおよびTMCは、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者および車両利用者がT-Connectの全部または一部を利用できないことにより契約者、車両利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
- (1) 契約者の届出内容に誤りのある場合または契約者が第21条に定める変更の届出を怠っている場合
 - (2) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
 - (3) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
 - (5) メールを利用するサービスにおいて、T-Connectサポートセンターに登録しているメールアドレスに、TC所定の方法を用いてTC所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合

第11条（契約データおよび車両データ等の取得）

1. 本基本規約において、次の各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意味で使用されるものとします。
- (1) 契約データ
 - ① 契約者に関するデータ
契約者（契約者が法人である場合には契約者の担当者を含みます。以下本条から第14条について同じ）の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等、契約者に関するデータをいいます。
 - ② 契約内容に関するデータ
T-ConnectのID、パスワード、利用できるサービスの範囲、サービスの利用状況および契約期間等、T-Connectの契約内容に関するデータをいいます。
 - (2) 車両データ
 - ① 利用車両に関するデータ
車名、車体番号、自動車登録番号、登録年月日および車載機の種類等、利用車両に関するデータをいいます。
 - ② 走行状況に関するデータ
エンジン回転数、アクセル/ブレーキの操作状況、車速、シフトポジション、走行距離情報および位置情報等、利用車両の走行状況に関するデータをいいます。
 - ③ 車両状態に関するデータ
警告の表示情報等、利用車両の車両状態に関するデータをいいます。
 - (3) ヘルプネット利用時に送信されるデータ

ヘルプネット利用者の氏名等の個人に関するデータならびに緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、自動発信/手動発信の別および通報発信時刻等に関するデータをいいます。

(4) エージェント利用時に送信されるデータ

エージェント利用時に対話機能を通じて送信される内容等に関するデータをいいます。

2. TC は次条第 1 項に定める目的のために、TMC は次条第 2 項に定める目的のために、適法かつ公正な手段によって、次の各号に定めるデータを取得します。

(1) T-Connect の申込みにあたり、申込者が登録した契約データ

(2) T-Connect の申込みにあたり、申込者が利用車両として指定した車両データ

(3) T-Connect の利用にあたり、契約者が提供した契約データおよび車両データ (TC の場合はヘルプネット利用時に送信されるデータおよびエージェント利用時に送信されるデータを含みます)

(4) T-Connect の利用にあたり、車載機または通信機を通じて送信される契約データおよび車両データ (TC の場合は、ヘルプネット利用時に送信されるデータおよびエージェント利用時に送信されるデータも併せて送信されます)

(5) 前各号のデータに変更があった場合における変更後のデータ

3. TC は、契約データおよび車両データを、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほかに、TMC または販売店から取得することがあります。

4. 申込者および契約者は、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、TC および TMC が取得した契約データおよび車両データについて、TC および TMC に対し、開示を請求することができます。また、万が一、開示された契約データおよび車両データの内容が事実でないことが判明した場合、TC および TMC は、当該契約データおよび当該車両データを、速やかに訂正または削除します。

第 12 条 (契約データおよび車両データ等の利用目的)

1. TC は、取得した契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータおよびエージェント利用時に送信されるデータを安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。

(1) 契約者および車両利用者への T-Connect の提供

(2) 契約者への T-Connect の提供にかかる対価・料金 (以下、「本件料金」といいます) の請求

(3) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内 (利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます)

(4) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析

(5) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査

(6) 契約者、車両利用者または第三者への車両データの統計処理・分析を通じた情報提供サービス (交通情報など)

(7) 契約者または車両利用者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務

(8) 次条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析

2. TMC は、取得した契約データおよび車両データを安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。

(1) 契約者および車両利用者への TMC 提供サービスの提供

- (2) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます）
 - (3) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
 - (4) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (5) 第 14 条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
 - (6) 契約者または車両利用者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務
 - (7) TMC による、T-Connect に紐づくサービス（MyTOYOTA、TC スマホナビ 等）の提供。ただし、当該 T-Connect に紐づくサービスの利用を申込んだ場合に限りです。
3. TC および TMC は、第 16 条第 1 項記載のお問い合わせ先へのご連絡内容について、通話のモニタリングや録音を行い、次の目的に利用することがあります。
- (1) ご連絡内容の確認
 - (2) ご連絡への対応の品質およびお客様満足度の向上
4. TC は、TC 提供サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。TC は、契約者または車両利用者が TC 提供サービスを利用するにあたり必要な契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータおよびエージェント利用時に送信されるデータを当該委託先に開示する場合、当該委託先におけるこれらデータの安全な管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
5. TMC は、TMC 提供サービスの提供に関する業務を、TC または第三者に委託することがあります。TMC は、契約者および車両利用者が TMC 提供サービスを利用するにあたり必要な契約データおよび車両データを TC または第三者に開示する場合、TC または第三者における当該契約データおよび車両データの安全な管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。

第 13 条（TC による契約データおよび車両データ等の第三者提供）

1. TC は、契約者、車両利用者もしくは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合または TC が従うべき法的義務のために必要がある場合、契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータおよびエージェント利用時に送信されるデータを開示することがあります。
2. TC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれる契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータおよびエージェント利用時に送信されるデータを提供方法に従い提供することがあります。

(1) 提供先：TMC

① 提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等についてのご案内
- (ii) 車両・商品・サービス等の企画・開発または品質向上の為の活用
- (iii) お客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査
- (iv) 車両データのうち位置情報を活用した匿名化措置の施された統計情報の販売・提供
- (v) TMC によるサービスの提供
- (vi) お問い合わせへの対応

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、特定の個人を識別できないように加工したエージェント利用時に送信されるデータ

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、またはアクセス権を与える方法により提供

(2) 提供先：契約者が利用車両を購入したまたは利用者が指定した販売店

①提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等のご案内
- (ii) 商品・サービス等の企画・開発または品質向上およびマーケティング分析
- (iii) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
- (iv) 利用車両のメンテナンスの案内およびメンテナンスへの活用
- (v) お問い合わせへの対応

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

(3) 提供先：車載機専用アプリ提供事業者または協業事業者。ただし、契約者が車載機専用アプリ提供事業者に車載機専用アプリの利用を申込んだ場合、または協業事業者に協業サービスの利用を申込んだ場合に限ります。

①提供先利用目的

- (i) 車載機専用アプリまたは協業サービスの提供
- (ii) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用料金の請求
- (iii) 車載機専用アプリまたは協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内
- (iv) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関するアンケート調査
- (v) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- (vi) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

(4) 提供先：取次先事業者。ただし、契約者または車両利用者が取次を希望する場合に限ります。

①提供先利用目的

- (i) 取次先事業者によるサービスの提供
- (ii) 取次先事業者によるサービス利用料金の請求

②項目

契約者に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

(5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）

①提供先利用目的

よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用

②項目

走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（ただし、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合には限りません）

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

(6) 提供先：医療機関および関係機関

①提供先利用目的

ヘルプネットにより受けた通報への対応

②項目

契約者に関するデータ、利用車両に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③提供方法

電話での伝達、データの送信

(7) 提供先：国土交通省。ただし、2016年12月1日以降にT-Connectの利用を開始した場合に限ります。

①提供先利用目的

- (i) 新たな車両安全対策の検討
- (ii) 事故自動通報システムおよび先進事故自動通報システム導入にかかわる検討
- (iii) その他交通安全対策に資する研究

②項目

利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

(8) 提供先：KDDI

①提供先利用目的

- (i) T-Connect等で利用する自動車装着専用データ通信モジュールへの通信回線の提供
- (ii) T-Connect利用者向け au スマホ利用料割引の適用可否の確認
- (iii) T-Connect利用者向け au スマホ利用料割引料金の請求

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ

③提供方法

電話での伝達、データの送信、記録媒体または書類での送付

第 14 条 (TMC による契約データおよび車両データの第三者提供)

1. TMC は、契約者、車両利用者もしくは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合または TMC が従うべき法的義務のために必要がある場合、契約データおよび車両データを開示することがあります。
2. TMC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれる契約データおよび車両データを提供方法に従い提供することがあります。

(1) 提供先：契約者が利用車両を購入したまたは利用者が指定した販売店

①提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等のご案内
- (ii) 商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
- (iii) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
- (iv) 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用
- (v) お問い合わせへの対応

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

(2) 提供先：協業事業者。ただし、協業事業者に協業サービスの利用を申し込んだ場合に限りです。

①提供先利用目的

- (i) 協業サービスの提供
- (ii) 協業サービスの利用料金の請求
- (iii) 協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内
- (iv) 協業サービスに関するアンケート調査
- (v) 協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- (vi) 協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

(3) 提供先：共同開発・研究先（車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を行う企業・機関等）

①提供先利用目的

TMC の車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等

②項目

利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（ただし、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

- (4) 提供先：取引先（車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を行う企業等）

①提供先利用目的

TMC の車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等

②項目

利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（ただし、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

- (5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）

①提供先利用目的

よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用

②項目

走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（ただし、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

第 15 条（車両データの提供停止）

1. 契約者は、**T-Connect** の提供に必要な車両データの送信を希望しない場合、車載機での操作により、車両データの送信を止めることができます場合があります。詳しくは、車載機の取扱説明書をご確認ください。
2. 前項に従い車両データの送信を停止した場合、契約者は、**T-Connect** の全部または一部を利用できなくなる場合があります、また、車両データの送信を再開した後においても、**T-Connect** の一部サービスを正しく受けることができない場合があることを、予め承諾するものとします。

第 16 条（お問い合わせ先）

1. 本基本規約および **T-Connect** に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【**T-Connect** サポートセンター】

TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休

なお、マップオンデマンドに関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【マップオンデマンド・サポートデスク】

TEL : 0561-57-6814 受付時間 : 9:00~18:00 年中無休

2. 契約データ等に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

(1) 【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【TC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

T-Connect サポートセンター

TEL : 0800-500-6200 受付時間 : 9:00~18:00 年中無休

【個人情報保護管理者】

T-Connect 事業担当部門長

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階

Mail: info@mail.toyotaconnected.co.jp

URL : <https://www.toyotaconnected.co.jp/>

(2) 【事業者】

トヨタ自動車株式会社

【TMC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

お客様相談センター

〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 7-1

[TEL : 0800-700-7700](tel:0800-700-7700)

URL : <https://global.toyota/>

第 17 条（警備業法上の表示）

1. TC は、警備業法に基づいて契約締結後にお渡しする契約書面について、当該書面の交付に代えて、ユーザーサイトにおいて PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、前条第 1 項記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

第 18 条（損害賠償）

1. 契約者または車両利用者が T-Connect の利用によって第三者に対して損害を与えた場合、契約者は、自己の責任と負担をもって、当該損害にかかわる紛争を解決するものとします。
2. 契約者または車両利用者が本基本規約に反した行為または不正もしくは違法な行為によって TC または TMC に損害を与えた場合、TC または TMC は、契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

第 19 条（知的財産権、法令遵守等）

1. 契約者および車両利用者は、T-Connect により伝達される情報に著作権その他の知的財産権が成立し、

各種法令または条約で保護されるものが含まれることを認識するものとし、著作権者その他知的財産権の権利者（以下、「著作権者等」といいます）の承諾を得ることなく、T-Connect を通じて入手した知的財産権で保護されるいかなる情報（以下、「知財情報」といいます）も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても T-Connect を利用する範囲を超えて利用することはできません。

2. 契約者および車両利用者は、著作権者等の承諾を得ることなく、T-Connect を通じて入手したいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者へ使用させ、または公開することはできません。
3. 契約者および車両利用者は、著作権者等の承諾を得ることなく、知的財産権を侵害する態様で T-Connect を利用することはできません。
4. 契約者および車両利用者は、法令または公序良俗に反して T-Connect を利用することはできません。
5. 契約者は、第 5 条第 3 項に基づき、契約者が別途自ら締結する利用車両の貸渡約款に基づき当該利用車両を第三者に利用させる場合、個人情報保護法を含む関係法令を遵守するものとします。また、当該契約者と当該利用車両の車両利用者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、TC および TMC は、一切の責任を負いません。

第 20 条（本件料金の支払い）

1. 契約者は、T-Connect 利用契約に基づき、別表のとおり、TC に対し、本件料金を支払うものとし、また、契約者は、T-Connect の利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとし、
2. 契約者は、次の各号に定める方法のうち、契約者が指定し TC が承認したいずれかの方法により、本件料金を支払うものとし、

(1) クレジットカードによる支払い

契約者は、TC が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとし、

TC は、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあります。この場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して本件料金を支払うことに予め同意するものとし、

(2) 預金口座振替による支払い

契約者は、TC 所定の申込みをすることにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとし、

(3) 指定口座振込みによる支払い

契約者が法人である場合、かつ、TC が契約者からの申込みを認めた場合、契約者は、TC の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとし、

3. 契約者は、TC 所定の手続きにより、前項の支払方法を変更することができます。

第 21 条（変更の届出）

1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、口座振替指定の預金口座番号、クレジットカード番号その他 TC への届出内容に変更があった場合、TC に対し、速やかに所定の変更届出を行うものとします。
2. 契約者が前項の届出を怠ったことにより契約者に損害・損失等が発生した場合であっても、TC および TMC は、一切責任を負いません。

第 22 条（利用車両譲渡時等の取扱い）

1. 契約者は、第三者への譲渡または毀損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった（以下、「譲渡等の事実」といいます）場合、TC および TMC 所定の手続きにより、譲渡等の事実を TC に届出るものとします。当該届出が TC に到達した時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
2. 契約者が前項の届出をしていない場合であっても、譲渡等の事実が判明したときは、当該事実を TC が知った時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
3. 前項に基づく T-Connect 利用契約の終了により契約者または車両利用者に損害・損失等が発生した場合であっても、TC および TMC は、一切の責任を負いません。また、TC および TMC は、既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。契約者が TC または TMC に対し債務を有する場合、契約者は期限の利益を喪失し、直ちにその全額を TC または TMC に支払うものとします。
4. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と負担において、車載機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するものとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、TC および TMC は、一切の責任を負いません。
5. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡し、または利用車両を所有・利用等しなくなった場合、当該利用車両の新たな所有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。

第 23 条（T-Connect 利用契約の解約）

1. 契約者は、T-Connect 利用契約の解約を希望する場合、TC 所定の手続きにより TC に解約を届出るものとします。解約の効力は、TC に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、TC および TMC は、既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。
2. 前項に従い契約者が解約を届出た場合において、契約者が TC または TMC に対し債務を有する場合、契約者は期限の利益を喪失し、直ちにその全額を TC または TMC に支払うものとします。
3. T-Connect 利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了する場合、TC は、契約者に代わり車載機専用アプリ提供事業者、協業事業者および取次事業者に対し、契約者の利用するサービスの解約の申込み等を行うことができるものとし、契約者は予めこれを承諾します。

第 24 条（解除事由）

1. TC または TMC は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、T-Connect の申込みを承諾しな

いことがあります。また、申込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。

- (1) 本基本規約違反等により過去に T-Connect 利用契約を解除されたことがあることが判明した場合
 - (2) T-Connect の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (3) 指定した預金口座、クレジットカードなどが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (4) 本件料金の支払いを怠っていることが判明した場合
 - (5) その他 TC または TMC が契約者として不適当と判断する場合
2. TC または TMC は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、T-Connect 利用契約を解除できるものとします。この場合、TC は既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。
- (1) T-Connect 利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) T-Connect を不正に利用した場合
 - (3) T-Connect の運営を妨害した場合
 - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
 - (5) T-Connect を 1 年以上利用していない場合
 - (6) 本基本規約に重大な違反があった場合
 - (7) 第 26 条に違反する事実が判明した場合
 - (8) その他 TC または TMC が契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合
3. 前二項に基づき T-Connect の申込みに対する承諾が取り消され、または T-Connect 利用契約が解除された場合において、契約者が TC に対して本件料金の未払い等の債務を有する場合、契約者は期限の利益を喪失し、直ちにその全額を TC に支払うものとします。

第 25 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、T-Connect 利用契約にかかわる契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）もしくは車両利用者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者は、自己もしくは車両利用者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) T-Connect の利用に関する脅迫的な言動（自己もしくは車両利用者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計または威力による TC および TMC の信用の毀損または TC および TMC の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

第 27 条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と TC または TMC との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（付則） 2020 年 12 月 10 日改訂

【別表：利用料および支払方法】

(1) 利用料金（消費税込み）

■T-Connect 基本利用料

サービスプラン名称	通信方法	料金(注11)	
T-Connect（携帯接続）	Bluetooth®、Wi-Fi®	無料	
T-Connect DCM パッケージ （注1）	DCM 利用 （パケット使い放題） 、Wi-Fi®	初年度（注6）	無料
		中途契約（注7）	13,200 円/年
継続契約（注8）			
T-Connect DCM パッケージ （注2）		3年間（注9）	無料
	継続契約（注8）	13,200 円/年	
T-Connect DCM 単体 T-Connect DCM 単体/携帯接続 （注3）	DCM 利用 （パケット使い放題） 、携帯接続利用 （Bluetooth®、 Wi-Fi®）	3年間（注9）	無料
		継続契約（注8）	6,600 円/年
T-Connect for CROWN（注4）	DCM 利用 （パケット使い放題） 、Wi-Fi®	3年間（注9）	無料
		継続契約（注8）	17,315 円/年
T-Connect エントリー（注5）		5年間（注10）	無料
		継続契約（注8）	年払い 3,630 円/年 月払い 330 円/月
T-Connect スタンダード（注5）	5年間（注10）	無料	
	継続契約（注8）	年払い 3,630 円/年 月払い 330 円/月	

※お支払いいただいた利用料金は、理由のいかんを問わず一切払戻しいたしません。契約期間経過前に途中解約した場合も、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。

※利用料金は2020年12月10日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。

※上記の利用料金には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、トヨタつながるクルマの保険プラン、ロードアシスト24等。以下、あわせて「車載機専用アプリ等」といいます）の利用料は含まれておらず、別途利用料の支払いが必要となります（無料期間内であっても同様です）。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので、各サービスやコンテンツのサイトにて確認ください。

（注1） T-Connect DCM パッケージとは、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、（注2）から（注5）以外の場合をいいます。

（注2） T-Connect DCM パッケージとは、MIRAI（2014年12月以降モデル）、プリウスPHV（2017年2月以降モデル標準装備ナビ、2019年5月以降モデル）、アルファード・ヴェルファイア（2017年12月以降モデル）、センチュリー（2018年6月以降モデル）、カローラスポーツ（2018年6月以降モデル）、プリウス（2018年12月以降

モデル)、RAV4(2019年4月以降モデル)でT-Connectを利用する場合をいいます。

(注3) T-Connect DCM 単体とは、アルファード・ヴェルファイア(2017年12月以降モデル)、カローラスポーツ(2018年6月以降モデル)、プリウス(2018年12月以降モデル)、RAV4(2019年4月以降モデル)、プリウスPHV(2019年5月以降モデル)で、T-Connect 対応ナビを非装着の状態でT-Connectを利用する場合をいいます。

※お申込み時からサービスプランを変更した場合、お申込書等の控えと実際のサービスプランが異なることがあります。

(注4) T-Connect for CROWN とは、クラウン(2018年6月以降モデル)でT-Connectを利用する場合をいいます。

(注5) T-Connect エントリー、T-Connect スタンダードとは、2019年9月以降発売のDCMが標準装備された車両でT-Connectを利用する場合をいいます。

(注6) 初年度とは、車両に設置された車載機の種類に応じた次の期間をいいます。標準装備・メーカーオプションナビ(車載機)とDCMが設置された車両については車両初度登録日より初回の12ヶ月点検月の末日までをいいます。販売店装着オプションナビ(車載機)とDCMが設置された車両については、DCM 初回装着日の翌月より12ヶ月間をいいます(*1、*2)。なお、当該無料期間満了後、契約は自動的に解約されます。

(*1) 無料期間内に解約または解除(以下「解約等」といいます)がなされた場合には、解約等の時点で当該無料期間は終了し、次からの契約は中途契約(有料)となります。

(*2) 無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、契約期間の満了日は変わりません。

(注7) 中途契約とは、初年度の対象外で申し込まれた場合の契約をいいます。なお、契約期間はT-Connect 利用開始月の翌月より12ヶ月間となります。中途契約の期間満了月の所定期日までに、契約者から解約を希望する旨の通知をTCにされない場合は、同期間満了をもって1年間自動的に更新(継続契約に移行)されるものとします。

(注8) 継続契約とは、①初年度の無料期間の満了日の翌日から1年間もしくは1ヶ月継続する契約、または②前回の継続契約・中途契約が自動的に更新されて、その契約期間(1年間もしくは1ヶ月)満了日の翌日から1年間もしくは1ヶ月継続する契約をいいます。

なお、①が適用されるためには、当該無料期間の満了日が属する月の所定期日までに、契約者から契約の継続を希望される旨の通知をTCにする必要があります。これがなされない場合には当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。

また、②の適用を受けずに契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知をTCにする必要があります。これがなされない場合には契約は自動的に更新されます。

(注9) 3年間とは、車両初度登録日より初回の36ヶ月点検月の末日までをいいます。ただし、MIRAIの場合は、DCM 初回装着日の翌月より36ヶ月間をいいます(*3)。なお、当該無料期間満了後、契約は自動的に解約されません。

(*3) 当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。

(注10) 5年間とは、車両初度登録日より初回の60ヶ月点検月の末日までをいいます(*4)。なお、当該無料期間満了後、契約は自動的に解約されます。

(*4) 当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。

(注11) 情報通信端末をご利用の場合、T-Connect ご利用にかかる通信費および通話料はお客様のご負担となります。

この場合、当該通信費および通話料はご利用の携帯電話事業者が定めるとおりとなります。

(2) 支払方法

支払方法	料金区分	課金方式
クレジットカード	T-Connect 基本利用料、一部の車載機専用アプリ等の利用料	自動継続課金
	その他の車載機専用アプリ等の利用料	都度課金
預金口座振替	T-Connect 基本利用料、一部の車載機専用アプリ等の利用料	自動継続課金
	その他の車載機専用アプリ等の利用料	都度課金
指定口座振込	T-Connect 基本利用料、一部の車載機専用アプリ等の利用料	自動継続課金
	その他の車載機専用アプリ等の利用料	都度課金

※車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、TC が契約者に請求する場合があります。

また、自動車専用ハンズフリー通話の利用料は、TC が KDDI から債権譲渡を受けて契約者に請求します。

※クレジットカードによる支払い以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリを購入できない場合があります。

※車載機専用アプリの購入において、クレジットカードによる支払いを選択した場合、T-Connect 基本利用料の支払方法はクレジットカードによる支払いに移行されます。

※預金口座振替による支払いを選択した場合、TC は契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引落しにかかる利用料金の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（税込み）の手数料を請求します。

(3) 消費税

上記、(1) (2) に記載する各料金には、消費税が含まれます（内税表記）。

なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。